

日時：平成 26 年 9 月 16 日（火）15 時 10 分
場所：三田共用会議所 大会議室 C、D、E

水産政策審議会第 67 回資源管理分科会 議 事 録

水 産 庁

水産政策審議会第67回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成26年9月16日（火）15時10分

閉会 平成26年9月16日（火）15時40分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 亀岡 洋一 川崎 一好 鈴木 徳穂 長瀬 一己
長屋 信博 三木 奈都子 山川 卓 山下 東子

特別委員 安部 敏男 千葉 康則 長元 信男 野村 義也
本間 新吉 松本 ぬい子 横内 武久

3 水産庁側出席者

水田 漁政部長 枝元 資源管理部長 長谷 増殖推進部長
菅家 企画課長 提坂 管理課長 加藤 漁業調整課長
藤田 沿岸・遊漁室長 保科 栽培養殖課長 生田 増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	1
(諮問事項)	
諮問第 243 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する 省令について	2
(その他)	4
3 閉 会	5

○漁業調整課長 それでは、定刻若干前でございますけれども、本日も出席予定の委員、特別委員の方々、全てお揃いでございますので、ただいまから第67回資源管理分科会を開催させていただきます。

私は本日の事務局を務めます漁業調整課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして本日の出席委員のうち、本年8月の異動者をご紹介します。水田漁政部長でございます。

○漁政部長 水田でございます。よろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 本日の会場でございますが、委員の皆様の前にマイクが設置されておられません。御発言の際には事務局のほうでマイクを委員の皆様のところにお持ちいたしますので、挙手をいただき、それからご発言をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により分科会の定足数は過半数とされております。本日は資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたします。

では、次に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございます。まず、議事次第が1枚ございます。その次に資料一覧がございます。資料1としまして資源管理分科会の委員、特別委員の名簿がございます。次にクリップ止めで資料2としまして、諮問文が付いている資料がございます。

次に資料3-1、内水面漁業の振興に関する法律の関係資料、同じく資料3-2、資料3-3まで用意をさせていただいております。よろしいでしょうか。漏れ等ございましたら事務局まで御連絡いただきたいと思います。なお、本日、この分科会に引き続きまして16時から企画部会を開催いたします。この都合上、午後3時45分をめぐりに本日の御審議をいただければと存じますので、大変恐縮でございますけれども、なにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、山川分科会会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会会長 本日は御出席くださりまして、ありがとうございます。それでは、早速ですけれども、座らせていただいて、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は諮問事項が1件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第

1 項の規定に基づき資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、諮問第 243 号指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について、事務局から資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○漁業調整課長 それでは、資料についてご説明いたします。資料 2 を御覧ください。まず、諮問文を朗読させていただきます。

26 水管第 1179 号

平成 26 年 9 月 16 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川公也

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第 243 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 6 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

本日お諮りする省令改正でございます。資料 2 の中には新旧対照表等ございますけれども、説明につきましては 1 枚捲っていただきまして、今回改正する省令案の概要がございます。この資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回の改正内容でございますが、かつお・まぐろ類につきましては、中西部太平洋まぐろ類委員会、以下 W C P F C というふうに申し上げますが、太平洋まぐろ類保存国際委員会（I C C A T）というような我が国が加盟しております地域管理漁業機関において混獲魚種も含めた資源の保存管理措置に必要な管理措置を採択しているところでございます。加盟国はこの保存管理措置につきまして、法令等により担保するということとしております。

我が国におきましては、水産動植物の採捕の制限や禁止、操業区域・期間の制限や禁止について定める指定省令第 17 条に基づきます別表第 2 におきまして、必要な規制措置を規定することにより、国内法令の担保を行っているところでございます。

本年、6 月に開催されました I O T C（インド洋まぐろ類委員会）年次会合におきまして、ソマリア沖のキハダ、メバチ等の主要魚種の資源状況が回復し、良好であるとされてきました。また、その一方で、これまでの期間禁漁措置につきましては、漁船がその他の漁場に移動することによりまして、その効果が相殺されてしまっているということが I O T C の科学委員会から報告されております。

これらのことからソマリア沖におけます漁業種類ごとに期間を定めた禁止措置を今回廃止をするということでございます。具体的にはまき網漁船を用いて行う漁業にありましては、11 月 1 日～12 月 1 日までの間、はえ縄漁船を用いて行う漁業にあっては 2 月 1 日～3 月 1 日までの間、この間の禁漁措置を廃止するということが決定をされました。

本件につきましては、これまで担保してきました指定省令別表第 2 におけます大中型まき網漁業の項、第 10 号の規定及び遠洋かつお・まぐろ漁業の項、第 13 号の規定につき削除することで我が国漁業者に対します禁漁措置も同様に廃止するものということになっております。

改正の期日につきましては、I O T C 設立協定第 9 条の規定に基づきまして、年次会合において採択された決議は事務局から通知のあった日、つまり今回は 6 月 10 日から 120 日後に当たる 10 月 8 日に効力を生ずることとされております。したがって、施行につきましては 10 月 8 日ということを用意をしているところでございます。

説明につきましては以上です。

○山川分科会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

では、特に御意見等ございませんようですので、それでは諮問第 243 号については、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第 243 号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

26 水審第 18 号

平成 26 年 9 月 16 日

農林水産大臣

西川 公也 殿

水産政策審議会会長 山下東子

平成 26 年 9 月 16 日に開催された水産政策審議会第 67 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 243 号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」

それでは、この答申書を枝元資源管理部長にお渡しいたします。

○資源管理部長 ありがとうございます。

○山川分科会長 では、続きましてその他に移りたいと思います。何か委員の方々からございますでしょうか。

よろしいですか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

保科栽培養殖課長。

○栽培養殖課長 資料として、資料 3-1、3-2、3-3 を配布させていただいております。これに関して御報告をさせていただきたいと思います。

諮問文の形になっておりますけれども、この資源管理分科会に先立って開催されました水産政策審議会の総会において、この資料 3-1 の諮問について御審議をいただきまして、答申をいただいたところです。

内容につきましては、内水面漁業の振興に関する法律に基づきまして、1 枚ページを捲っていただきますと、農林水産大臣に届出が必要な届出養殖業としてウナギ養殖業を指定するというのが主な内容でございます。

この内水面漁業振興に関する法律ですけれども、今年の 6 月 20 日に成立をいたしました。この法律の中に水産政策審議会の意見を聴くという内容がいくつかございまして、その中でこの届出養殖業を指定する政令を定めるというケースについても審議会の意見を伺った

上で進めるということとされていたものです。

併せて、この総会の中で水産政策審議会の議事規則の改正等が行われまして、それによりまして、今後、この内水面漁業の振興に関する法律に関して水産政策審議会に意見を聴く事項のうち、基本方針の策定に係るもの以外については、今後におきましてはこの資源管理分科会で審議をしていただき、その議決が水産政策審議会の決定になるというふうにされたところですので、御報告をさせていただきます。今後、この法律に関しまして、また御審議いただくことがあるかと存じますので、その際にはどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、御発言をよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

今後、この資源管理分科会でも審議すべき案件がこれに伴って生じてくるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

御意見等、よろしいですか。

では、事務局から他に何かございませうか。

○漁業調整課長 それでは、次回の資源管理分科会でございますが、間隔が短くて大変恐縮ではございますが、11月の中、下旬頃に開催したいと考えております。緊急な必要が生じて、それ以前に開催するというになる場合につきましては、できるだけ早期に委員各位の皆様方に御連絡をさせていただきたいと思ひます。

いずれにしましても、日程につきまして、今後事務局から皆様に御連絡をし、調整をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事について、これで全て終了いたしました。これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。